

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

香芝市長 三橋和史

#### 香芝市条例第5号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「保育士」の次に「(奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))を含む。)」を加える。

第30条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加え、「以下この条」を「次項」に改める。

第45条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)」を加え、「修了した者(以下この条)」を「修了した者(次項)」に改める。

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「保育士」の次に「(奈良県の区域に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加え、「この条例による改正後の」を削り、「改正前の香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「(次項において「令和6年改正前条例」という。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和6年改正前条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項

の規定中「保育士」とあるのは、「保育士（奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」とする。

（香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む」に改める。

（香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（奈良県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。